



兵庫県 全8件

■都道府県：兵庫県

■自治体名：兵庫県

【名称】ため池水面への発電施設設置にかかるチェックリスト(案)

【制定】2015年10月1日

【対象】太陽光

【内容】ため池の適正管理

【法令根拠】ため池の保全等に関する条例

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】なし

【概要】近年、再生可能エネルギー施設における助成制度等の普及により、県内各所で太陽光発電が実施され、ため池でも水面を利用した太陽光発電が増加。ため池での発電事業取組後もため池管理者や発電事業者がため池の適正な管理及び多面的機能を発揮させるため、参考としてチェックリスト(案)を作成した。

■都道府県：兵庫県

■自治体名：神戸市

【名称】神戸市環境影響評価等に関する条例

【制定】1997年10月1日

【対象】太陽光, 風力, 水力

【内容】自然環境の保全, 景観の保全, 生活環境の保全

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】手続の実施

【概要】本市では、昭和53年から環境影響評価制度の運用を開始し、平成9年10月に制度を条例化しており、要綱や条例の対象となる種類・規模の事業について環境影響評価手続の実施を義務化している。また、平成25年4月に条例を改正し、生物多様性の保全の観点から、自然改変面積が一定規模以上の太陽光発電所の建設事業を条例の対象事業としている。

■都道府県：兵庫県

■自治体名：神戸市

【名称】神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例

【制定】令和2年10月1日改正施行

【対象】太陽光

【内容】自然環境の保全, 景観の保全, 土地利用の制限, 廃棄物の処理, 地元との諸調整, 騒音・振動, 強度・耐震性

【法令根拠】なし

【罰則規定】あり

【条例等が定める許認可の手続き】許可・認可, 届出

【概要】災害発生の防止、自然環境及び生活環境の保全等を目的に、地上に設置する太陽光発電施設について許可申請・届出等を義務付けるもの。

兵庫県 全8件

■都道府県：兵庫県

■自治体名：赤穂市

【名称】赤穂市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例

【制定】2015年12月10日

【対象】太陽光, 風力

【内容】自然環境の保全, 景観の保全, 土地利用の制限, 地元との諸調整, 治水対策, 反射光対策

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】事前協議

【概要】自然環境、景観、生活環境の保全と再生可能エネルギー源の利用との調和を図ることを目的に、設置事業の実施に関し必要事項を定めた条例を制定。対象となる事業を実施するときは、事前に地元自治会や隣接土地所有者への説明会を実施し、市と協議を行うものとしている。また、事業を行わないよう協力を求める区域（抑制区域）として、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、風致地区区域等を指定している。

■都道府県：兵庫県

■自治体名：加西市

【名称】加西市開発調整条例

【制定】平成23年4月1日 平成26.4.1改正より太陽光を規制対象に加えた。

【対象】太陽光

【内容】地元との諸調整

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】事前相談

【概要】太陽光のトラブルが多発しているから。

■都道府県：兵庫県

■自治体名：丹波市

【名称】丹波市開発指導要綱

【制定】2004年11月1日

【対象】太陽光

【内容】自然環境の保全, 景観の保全, 土地利用の制限, 廃棄物の処理, 地元との諸調整, 騒音・振動, 強度・耐震性

【法令根拠】なし

【罰則規定】あり

【条例等が定める許認可の手続き】届出

【概要】無秩序な開発を防止し、開発区域及びその周辺地域における災害を防止するとともに、良好な環境の形成を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

■都道府県：兵庫県

■自治体名：宍粟市

【名称】宍粟市太陽光発電施設設置事業に関する指導要綱

【制定】6月1日2017年

【対象】太陽光

【内容】自然環境の保全, 地元との諸調整, その他(住環境への配慮)

【条例等が定める許認可の手続き】届出

兵庫県 全8件

■都道府県：兵庫県

■自治体名：たつの市

【名称】たつの市再生可能エネルギー発電設備設置事業指導要綱

【制定】2016年2月16日

【対象】太陽光, 風力, 地熱, 水力, バイオマス, 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第2条第3項に規定する設備

【内容】自然環境の保全, 地元との諸調整, 住環境への配慮

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】届出, 届出前に周辺住民等への説明会等を開催し、理解を得る。

【概要】背景:設置にあたり周辺住民等への説明が不十分なケースや、生活環境への配慮に欠けるケースが見受けられ、住民から不安視する声があがった。目的:設置場所及びその周辺の地域における住環境への配慮と自然環境の保護に努め、良好な生活環境を保全する。特徴:土地の面積 1,000平方メートル以上、設備の高さ13メートル以上等が対象。設置にあたり周辺住民等への説明会等を開催し、理解を得るものとする。周辺住民等への説明後、事業着手する30日前までに市に届出が必要。